５　亡くなる場所、看取り

（１）死亡者数

県内における死亡者数は、高齢化の進展に伴い、平成16(2004)年の6,166人に対し、平成28(2016)年は7,357人となっており、13年間で約1,200人増加しています。

今後も増加していく見込みであり、高齢者が安心して終末期を迎えられる体制を整えていく必要があります。

（参考）死亡者数の推移（鳥取県）　（単位：人）

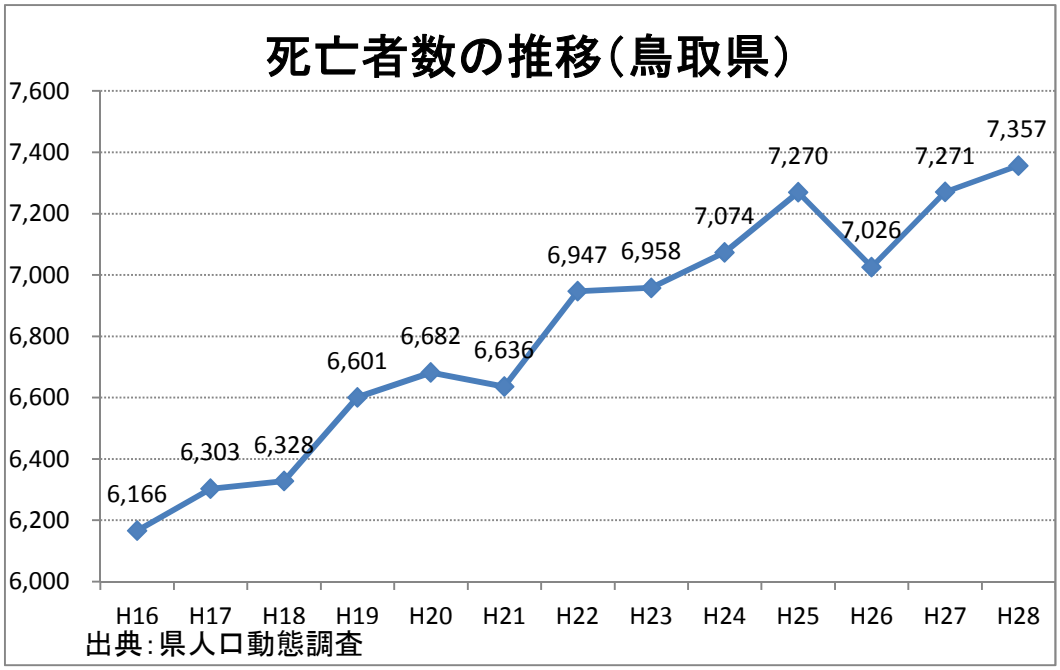

（参考）死亡数、死亡の場所(平成28年)　（単位：人）

	死亡総数	自宅	病院	診療所	介護老人保健施設	助産所	老人ホーム	その他
全　国	1,307,748	169,400	965,779	24,861	30,713	1	90,067	26,927
	100.0%	13.0%	73.9%	1.9%	2.4%	0.0%	6.9%	2.1%
鳥取県	7,357	841	5,016	173	425	－	695	207
	100.0%	11.4%	68.2%	2.4%	5.8%	－	9.5%	2.8%

出典：厚生労働省「人口動態調査」

（２）在宅看取りの場所

亡くなった方の「死亡場所」を集計する人口動態調査によると、昭和20年代は約８割が自宅で亡くなっていましたが、現在は約７割が病院・診療所で亡くなっています。

平成28(2016)年時点において本県では、自宅は11.4%と全国平均の13.0%より低く、病院・診療所は70.6%と全国平均の75.8%に比べ5.2ポイント低い割合となっています。

一方、介護老人保健施設や老人ホームの割合は15.3%と、年々増加しており、全国平均の9.3%に比べ6.0ポイント高い割合となっています。

今後、医療から介護への移行が進めば、介護施設や自宅で最期を迎えるケースが増えることから、介護施設等における看取りに対する取組や在宅での看取りの体制整備など、様々な取組を進めていく必要があります。

（参考）鳥取県の10大死因（不慮の事故及び自死を除く）別死亡者数／死亡場所（単位：人）

	死因＼場所	計	自宅	病院	診療所	老人保健施設	老人ホーム	その他
平成28年	悪性新生物	2,035	166	1,687	63	44	55	20
	心疾患	1,102	257	642	18	69	94	22
	脳血管疾患	685	54	434	16	67	104	10
	肺炎	573	19	455	18	22	53	6
	老衰	676	75	218	8	121	205	49
	腎不全	163	9	126	7	10	9	2
	肝疾患	77	7	66	－	1	2	1
	糖尿病	83	14	48	7	7	5	2
	慢性閉塞性肺疾患	85	8	69	3	－	5	－
	合計	5,479	609	3,745	140	341	532	112
		100.0%	11.1%	68.4%	2.6%	6.2%	9.7%	2.0%
平成27年	悪性新生物	2,046	178	1,704	57	27	60	20
	心疾患	1,008	247	571	9	74	80	27
	脳血管疾患	714	56	467	7	53	121	10
	肺炎	566	19	461	16	16	47	7
	老衰	668	78	253	7	111	190	29
	腎不全	140	12	94	6	8	17	3
	肝疾患	64	7	55	－	－	2	－
	糖尿病	83	23	47	4	2	7	－
	慢性閉塞性肺疾患	74	6	54	6	4	3	1
	合計	5,363	626	3,706	112	295	527	97
		100.0%	11.7%	69.1%	2.1%	5.5%	9.8%	1.8%
平成26年	悪性新生物	2,046	163	1,736	50	36	45	16
	心疾患	1,052	255	558	27	85	98	29
	脳血管疾患	671	53	429	17	58	103	11
	肺炎	587	31	459	27	12	51	7
	老衰	575	90	181	5	93	168	38
	腎不全	143	5	111	9	13	4	1
	肝疾患	73	7	62	1	－	2	1
	糖尿病	95	13	67	3	10	2	－
	慢性閉塞性肺疾患	77	9	53	1	4	8	2
	合計	5,319	626	3,656	140	311	481	105
		100.0%	11.8%	68.7%	2.6%	5.8%	9.0%	2.0%

病院　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所　医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

老人ホーム

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

出典：県人口動態調査

（参考）鳥取県の10大死因（不慮の事故及び自死を除く）別死亡者数／死亡場所（単位：人）

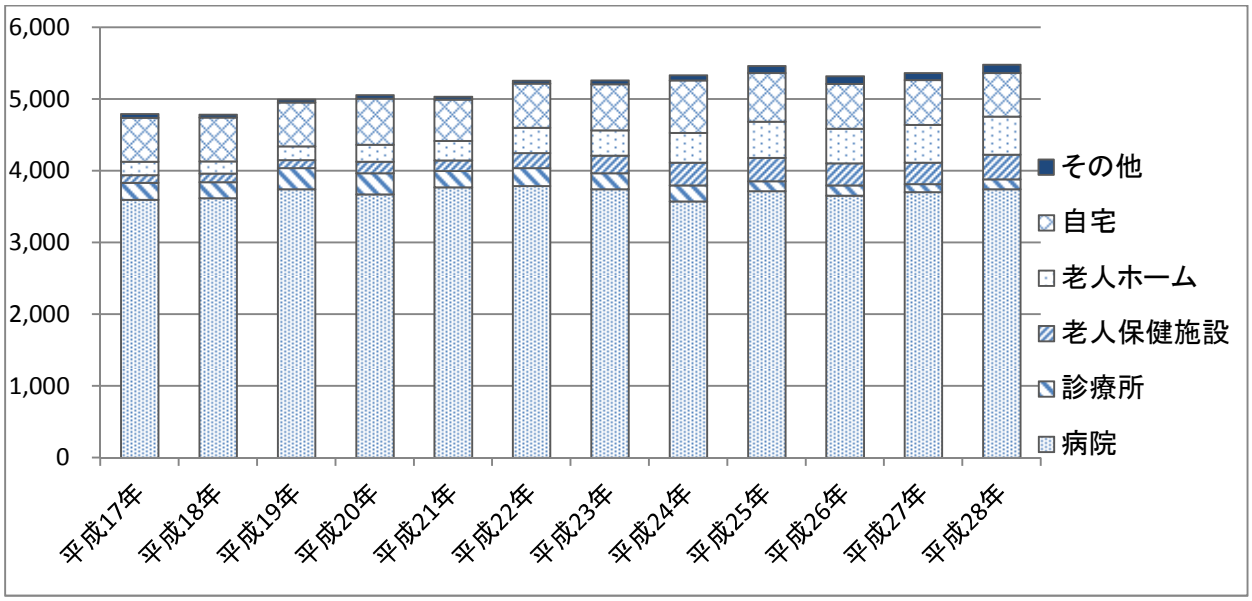

出典：県人口動態調査

（参考）全国の死亡場所の推移

死亡場所については、「自宅」が減少し、「病院」が増加する傾向が続いてきたが、近年、減少する傾向にある。また、わずかながら「自宅」が増加し、「老人ホーム」も増加傾向にある。

平成28(2016)年時点の死亡場所の比率は、上から順に「病院」が73.9%、「自宅」が13.0%、「老人ホーム」が6.9%、「診療所」が1.9%、「その他」が2.1%、「老人保健施設」が2.3%である。

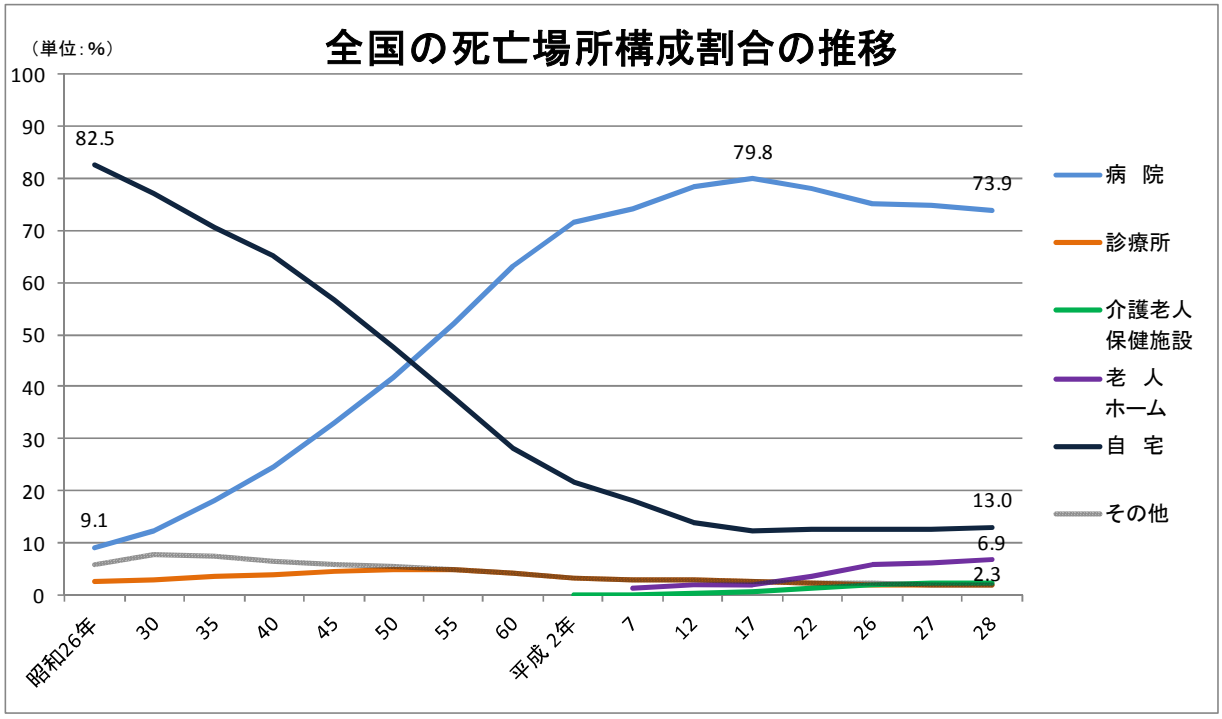

注：平成２年までは、老人ホームでの死亡は自宅又はその他に含まれている。
出典：厚生労働省　「人口動態調査」